

石綿（アスベスト）対策はもうお済みですか？

石綿は、不燃・耐熱性などの優れた特性から、かつては建築材料等に幅広く使用されておりましたが、大気中への飛散・ばく露による健康被害が社会問題化し、平成18年から製造・使用が禁止されています。

石綿が今でも使用されている建築物では、石綿の飛散防止対策が必要であり、建築物の老朽化等により解体等工事を行う場合には、特に注意が必要になります。

詳しくは次の環境省の動画も参考にしてください。

<https://www.youtube.com/watch?v=YsvWze4rkuY>（環境省環境管理課公式チャンネル）



【石綿（アスベスト）飛散防止】

- 石綿の飛散・ばく露のおそれがある建築物は、健康被害の防止のため、ただちに除去、囲い込み、封じ込め等の飛散防止対策が必要です。
- 建築物等の解体・補修時には、大気汚染防止法に基づき、専門家が石綿含有建材の有無の調査を行った上で、施工者が発注者と都道府県等に調査結果を報告し、石綿が飛散しないように解体等工事を実施する必要があります。
- なお、災害などで建築物等の倒壊・損壊により石綿が飛散するおそれがある場合、所有者の方には石綿の飛散防止等の措置をお願いすることになりますのでご承知おき願います。

【石綿対策を怠ると、損害賠償の支払いが命じられることも】

- 飛散防止対策が取られていない建築物では、その中で働いていた方がアスベストを原因とする中皮腫を発症することがあります。
- 「工作物に設置・保存上の瑕疵」があったとして、建物所有者に対し、遺族へ約6,000万円の損害賠償が命じられた事例もあります。

【環境保全資金をご活用ください】

- 栃木県では、環境保全に資する事業に取り組む中小企業の方を、長期・低利の資金融資により支援しています。
- 吹付け石綿の除去（解体の場合は石綿の除去費用のみ）、囲い込み、封じ込め、敷地境界における濃度測定費等の石綿対策が対象となります。詳しくは県HPをご覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/advice/kankyoku/hozen/yuushi.html>



お問い合わせ先

担 当 課

所 在 地

連 絡 先

県環境保全課		宇都宮市埴田1-1-20	028-623-3188
県西環境森林事務所	環境対策課	日光市瀬川51-9	0288-23-1000
県東環境森林事務所	環境対策課	真岡市荒町116-1 芳賀庁舎	0285-81-9002
県北環境森林事務所	環境対策課	大田原市本町2-2828-4 那須庁舎	0287-22-2277
県南環境森林事務所	環境対策課	佐野市堀米町607 安蘇庁舎	0283-23-4445
小山環境管理事務所	環境対策課	小山市犬塚3-1-1 小山庁舎	0285-22-4309